

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 組織再編成

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の範囲)</p> <p>1-4-4 ……………</p> <p>    <u>令第4条の3</u>第4項第2号、第8項第2号、第15項第2号、第20項第2号又は第24項第2号……………</p> <p>    (注)1 ……………</p> <p>        2 ……………</p> <p>        3 ……………</p>	<p>(従業者の範囲)</p> <p>1-4-4 ……………</p> <p>    同条第4項第2号、第8項第2号、第15項第2号、第20項第2号又は第24項第2号……………</p> <p>    (注)1 ……………</p> <p>        2 ……………</p> <p>        3 ……………</p>

二 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
<p>(損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用)</p> <p>2-4-19 ……………</p> <p>……………<u>請負に係る収益の額</u>……………</p>	<p>(損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用)</p> <p>2-4-19 ……………</p> <p>……………<u>請負の対価の額</u>……………</p>

### 三 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
<p>(配当等の額の支払に係る基準日が2以上ある場合の関連法人株式等の判定)</p> <p>3-1-7の4 .....</p> <p><u>注</u> 法人が次に掲げる事由により法第24条(配当等の額とみなす金額)の規定に基づきみなし配当の金額を計算する場合には、本文の「基準日」は、それぞれ次の日となることに留意する。</p> <p>(1) <u>令第4条の3第2項第1号(適格合併の要件)に規定する無対価合併で同項第2号ロに掲げる関係があるもの 当該無対価合併に係る2-1-27(剰余金の配当等の帰属の時期)の(5イ)に定める日</u></p> <p>(2) <u>同条第6項第1号イ(適格分割の要件)に規定する無対価分割に該当する分割型分割で同項第2号イ(2)に掲げる関係があるもの 当該無対価分割に係る2-1-27の(5ロ)に定める日</u></p>	<p>(配当等の額の支払に係る基準日が2以上ある場合の関連法人株式等の判定)</p> <p>3-1-7の4 .....</p>

### 四 租税公課等

改 正 後	改 正 前
<p>(租税の損金算入の時期)</p> <p>9-5-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) <u>利子税並びに地方税法第65条第1項、第72条の45の2第1項</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>(租税の損金算入の時期)</p> <p>9-5-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) <u>利子税並びに地方税法第65条第1項、第72条の45の2</u>.....</p>

五 交換により取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>(交換の対象となる耕作権の範囲)</p> <p>10-6-2 の 2 法第 50 条第 1 項第 1 号(交換の対象となる資産)に規定する「<u>農地法第 2 条第 1 項に規定する農地(同法第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地を含む。)</u>の上に存する耕作(同法第 43 条第 1 項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)に関する権利」とは、<u>同号に規定する耕作</u>……………</p>	<p>(交換の対象となる耕作権の範囲)</p> <p>10-6-2 の 2 法第 50 条第 1 項第 1 号(交換の対象となる資産)に規定する「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地の上に存する耕作に関する権利」とは、耕作……………</p>

六 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>14-3-4 ……………</p> <p>……………措置法第 45 条第 2 項、<u>第 46 条の 2</u>……………</p>	<p>(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>14-3-4 ……………</p> <p>……………措置法第 45 条第 2 項……………</p>

七 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5 ……………</p> <p>付表 ……………</p>	<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5 ……………</p> <p>付表 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方	組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方
1 ..... .....被現物出資法人若しくは <u>適格現物分配に係る被現物分配法人</u> ..... .....	1 ..... .....被現物出資法人若しくは被現物分配法人.....
2 .....	2 .....
3 .....	3 .....
4 .....	4 .....
5 .....	5 .....
6 .....	6 .....
7 .....	7 .....
8 .....	8 .....
9 .....	9 .....
10 .....	10 .....
イ .....	イ .....
ロ .....	ロ .....
(イ) <u>合併 当該合併の直前に当該合併に係る被合併法人について他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合に、施行令第4条の3第4項第5号の規定により、当該合併によって交付される合併法人の株式又は合併親法人株式のうち支配株主に交付されるもの（当該合併が無対価合併である場合にあっては、支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併に係る合併法人の株式の数に支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併に係る合併法人の株式の帳簿価額のうちに支配株主が当該合併の直前に保有していた当該合併に係る被合併法人の株式の帳簿価額の占める割合を乗じて</u>	<u>合併又は分割型分割で、当該合併又は分割型分割の直前に当該合併又は分割型分割に係る被合併法人又は分割法人のいずれかについて他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合に、施行令第4条の3第4項第5号又は第8項第6号イの規定により、当該合併又は分割型分割によって交付される合併法人の株式若しくは合併親法人株式又は分割承継法人の株式若しくは分割承継親法人株式のうち支配株主に交付されるものの全部を継続して保有することが見込まれる支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人又は分割法人の株式の数を記載します。</u>

改 正 後	改 正 前
<p><u>計算した数の当該合併に係る合併法人の株式)の全部を継続して保有することが見込まれる支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人の株式の数を記載します。</u></p> <p><u>(四) 分割型分割 当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割法人について他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合に、施行令第4条の3第8項第6号イの規定により、当該分割型分割によって交付される分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のうち支配株主に交付されるもの(当該分割型分割が無対価分割である場合にあっては、支配株主が当該分割型分割の直後に保有する当該分割承継法人の株式の数に支配株主が当該分割型分割の直後に保有する当該分割承継法人の株式の帳簿価額のうちに支配株主が当該分割型分割の直前に保有していた当該分割法人の株式の帳簿価額のうち当該分割型分割により当該分割承継法人に移転した資産又は負債に対応する部分の金額の占める割合を乗じて計算した数の当該分割承継法人の株式)の全部を継続して保有することが見込まれる支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する分割法人の株式の数を記載します。</u></p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>11 .....</p> <p>(注) .....</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>11 .....</p> <p>(注) .....</p>